

神戸地裁総第1166号

(庶ろー03)

平成30年9月10日

第3民事部総括裁判官 殿

支 部 長 殿 (伊丹, 尼崎, 明石, 姫路)

神戸地方裁判所長 本 多 俊 雄

管財人等協議会の開催について（通達）

標記の協議会を下記のとおり開催します。

については、参列員の官職、氏名及び協議に付すべき問題を適宜の様式で作成し、  
電子メールにより、10月23日（火）までに事務局総務課庶務第一係長大西景子  
([REDACTED])宛てに提出してください。

なお、本協議会においては、別紙事項について協議することが有益と考えられます  
ので、協議問題の提出に当たり参考としてください。

記

- 1 日時 平成31年1月30日（水）午後1時30分から午後5時まで
- 2 場所 神戸地方裁判所第1会議室（5階）
- 3 協議事項 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項
- 4 協議員 神戸地方裁判所（支部を含む。）の破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員等 30人程度
- 5 参列員 (1) 神戸地方裁判所の倒産事件担当の裁判官 3人  
(2) 同 裁判所書記官 8人程度  
(3) 伊丹、尼崎、明石及び姫路支部の倒産事件担当の裁判官及び  
裁判所書記官 各1人

神戸地裁総第1167号

平成30年9月10日

兵庫県弁護士会会长 殿

神戸地方裁判所長 本多俊雄

管財人等協議会の開催について（通知）

標記の協議会を下記のとおり開催します。

ついては、協議員を選定の上、その氏名及び協議に付すべき問題を適宜の様式で作成し、電子メールにより、10月23日（火）までに当庁事務局総務課庶務第一係（[REDACTED]（担当大西景子））宛てに提出してください。

なお、本協議会においては、別紙事項について協議することが有益と考えられますので、協議問題の提出に当たり参考としてください。

記

- |        |   |       |
|--------|---|-------|
| 1 日時   | 平成31年1月30日（水）午後1時30分から午後5時まで              |       |
| 2 場所   | 神戸地方裁判所第1会議室（5階）                          |       |
| 3 協議事項 | 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項                   |       |
| 4 協議員  | 神戸地方裁判所（支部を含む。）の破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員等   | 30人程度 |
| 5 参列員  | (1) 神戸地方裁判所の倒産事件担当の裁判官                    | 3人    |
|        | (2) 同 裁判所書記官                              | 8人程度  |
|        | (3) 伊丹、尼崎、明石及び姫路支部の倒産事件担当の裁判官及び<br>裁判所書記官 | 各1人   |

(別紙)

## 平成30年度管財人等協議会協議事項

- 1 振り分け基準等の運用の見直し状況を踏まえた管財人業務の在り方について
  - (1) 同時廃止事件と管財事件の振り分け基準等の運用の見直しによる事件動向への影響の有無
  - (2) 申立代理人による適切な準備や手続の選択
  - (3) 破産管財人と申立代理人との役割分担
- 2 本庁・支部の実情に応じた破産管財人候補者の育成の現状と課題について
  - (1) 破産管財人の段階的なスキルアップ、ノウハウの継承方法
  - (2) 本庁・支部における育成方法、隘路
  - (3) 弁護士会と裁判所との連携
- 3 個人再生事件を適正・迅速に処理するための方策について
  - (1) 申立代理人による適切な準備
  - (2) 事案に応じた個人再生委員の選任

神戸地裁総第1394号

(庶ろー03)

平成30年12月4日

第3民事部総括裁判官 殿

支 部 長 殿 (伊丹, 尼崎, 明石, 姫路)

神戸地方裁判所長 本 多 俊 雄

平成30年度管財人等協議会の開催要領について(通知)

標記の開催要領は、別紙のとおりです。

(別紙)

平成30年度管財人等協議会開催要領

1 日時 平成31年1月30日(水)午後1時30分から午後5時まで

2 場所 神戸地方裁判所第1会議室(5階)

3 協議事項 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項

4 協議員等 別紙「平成30年度管財人等協議会協議員等名簿」のとおり

5 日程

13:30~15:00	15:00~15:15	15:15~17:00
開 会		問題協議
所長挨拶	休 憩	
問題協議		閉 会

6 協議問題等 別添の「平成30年度管財人等協議会協議問題」のとおり

(別紙)

平成30年度管財人等協議会協議員等名簿

構成別	所 属 等	氏 名
主催者	神戸地方裁判所	所長 本多 俊雄
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士会会长 藤掛 伸之
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士会副会長 富田 智和
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 柴田 真里
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 上原 隆志
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 久米 知之
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 新井 大介
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 伊藤 明子
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 伊藤 正治
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 伊元 啓
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 上谷 佳宏
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 小野 法隆
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 芝崎 准一
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 瀬合 孝一
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 高島 浩
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 高橋 弘毅
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 種谷 有希子
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 仲谷 仁志
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 中西 大樹
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 中村 真
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 西川 精一
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 馬場 民生
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 韓 檜治
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 邊 公律
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 藤本 尚道
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 藤原 孝洋
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士 藤原 唯人

構成別	所 属 等		氏 名
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士	松谷 卓也
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士	松田 昌明
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士	村上 英樹
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士	籐内 正樹
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士	葭岡 倫矢
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士	吉村 弦
協議員	兵庫県弁護士会	弁護士	頼富 隆光
協議員	兵庫県弁護士会阪神支部	弁護士	綾野 高謙
協議員	兵庫県弁護士会阪神支部	弁護士	太田 吉彦
協議員	兵庫県弁護士会阪神支部	弁護士	下村 るみ
協議員	兵庫県弁護士会阪神支部	弁護士	馬渡 英樹
協議員	兵庫県弁護士会伊丹支部	弁護士	朝本 行夫
協議員	兵庫県弁護士会伊丹支部	弁護士	春名 一典
協議員	兵庫県弁護士会姫路支部	弁護士	石原 浩史
協議員	兵庫県弁護士会姫路支部	弁護士	大岩 和紀
協議員	兵庫県弁護士会姫路支部	弁護士	小川 政希
協議員	兵庫県弁護士会姫路支部	弁護士	木村 裕史
協議員	兵庫県弁護士会姫路支部	弁護士	平田 元秀
参列員	神戸地方裁判所	部総括裁判官	富田 一彦
参列員	神戸地方裁判所	裁判官	丸山 徹
参列員	神戸地方裁判所	裁判官	佐川 真也
参列員	神戸地方裁判所伊丹支部	裁判官	石川 理紗
参列員	神戸地方裁判所尼崎支部	裁判官	田中 幸大
参列員	神戸地方裁判所明石支部	裁判官	吉澤 曜子
参列員	神戸地方裁判所姫路支部	裁判官	惣脇美奈子
参列員	神戸地方裁判所	民事首席書記官	杉原 哲治
参列員	神戸地方裁判所	民事次席書記官	田宮 秀樹
参列員	神戸地方裁判所	総括主任書記官	中松 勇
参列員	神戸地方裁判所	主任書記官	太田 穂子

構成別	所 屬 等		氏 名
参列員	神戸地方裁判所	主任書記官	齊藤 龍介
参列員	神戸地方裁判所	主任書記官	三村 拓麻
参列員	神戸地方裁判所	裁判所書記官	戎 美保
参列員	神戸地方裁判所	裁判所書記官	鈴木 宏樹
参列員	神戸地方裁判所	裁判所書記官	千賀 悠
参列員	神戸地方裁判所	裁判所書記官	中平 善之
参列員	神戸地方裁判所	裁判所書記官	細川 香子
参列員	神戸地方裁判所	裁判所書記官	道林 新
参列員	神戸地方裁判所伊丹支部	主任書記官	渡邊 順司
参列員	神戸地方裁判所尼崎支部	裁判所書記官	山口 理考
参列員	神戸地方裁判所明石支部	主任書記官	前中 一正
参列員	神戸地方裁判所姫路支部	主任書記官	西脇 正浩

## 平成30年度管財人等協議会協議問題

神戸地方裁判所

### 1 破産法に定められた諸制度の利用状況

次の各制度について、近時の利用状況（申立件数、事案の概要及び経過など）を踏まえ、利用が低迷する要因や問題点などについて協議したい（否認権行使の手続選択に関しては、協議問題6でも取り扱う。）。

- (1) 否認の請求
- (2) 担保権消滅制度
- (3) 債権査定申立て
- (4) 役員責任査定

(提出理由)

上記各制度は、いずれも申立件数が相当限られているため、その要因や問題点などを協議するとともに、実際にどのような事案で利用すると有用であるかについて、経験談の紹介などを通じて、情報共有を図りたい。

(本庁)

### 2 法人破産における法人代表者との同時申立て

法人破産において、法人及び代表者等双方の同時申立てがされる事案、法人単独申立ての事案、代表者等単独申立ての事案について、それぞれの事案に関する問題点等について協議したい（いわゆる経営者保証ガイドラインの利用に伴う法人単独申立てに関する問題点等は、協議問題3に委ねる。）。

(提出理由)

法人破産においては、通常、法人代表者等も連帶保証債務などを負っているため、代表者等も破産申立てをする事案が多いと思われる。しかし、法人と代表者等が同時に申し立てられる事案もあれば、法人と代表者等の申立時期が異なる事案、法人のみ申し立てられる事案、代表者等のみが申し立てられる事案もある。各事案に関与した経験者からの経験談や問題点等について協議することが申立て

理人側・破産管財人側のいずれにも有益であると考えられる。

(弁護士会)

### 3 経営者保証ガイドラインの利用

いわゆる経営者保証ガイドラインを利用して法人代表者等の保証債務の整理がなされている事案について、経験談や問題点、手続に關する弁護士が留意すべき点などについて協議したい。

(提出理由)

昨今、主たる債務者である法人は破産・民事再生等の法的整理を行い、法人の債務を連帶保証等するなどした法人代表者等については、経営者保証ガイドラインを利用した特定調停手続等において保証債務を整理するなどの手法がままみられるところである。

経営者保証ガイドラインの利用経験がある弁護士、経営者保証ガイドラインが利用された事案に法人の破産管財人や特定調停手続の調停委員等として関与した弁護士や裁判所等において、経験談や問題点について協議することが有益と考え、提出した。

(弁護士会)

### 4 所有权留保付自動車の処理

平成29年12月、自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされており、売買代金債務の保証会社（信販会社）が保証債務の履行として売買代金残額を販売会社に支払った後に購入者の破産手続が開始した場合において、保証会社（信販会社）が留保所有権を別除権として行使することにつき、これを積極に解する最高裁判所の判断が示された（最高裁平成29年12月7日第一小法廷判決・民集71巻10号1925頁）。

同判決以後、同様に所有権留保自動車が存し、保証会社（信販会社）より別除権が主張される事案が見られるが、破産管財人における適切な対応はどのような

ものかについて協議したい。

(提出理由)

上記判決は、「自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされ、売買代金債務の保証人が販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で当該自動車につき販売会社を所有者とする登録がされているときは、保証人は、上記合意に基づき留保された所有権を別除権として行使することができるものと解するのが相当である。」と判示した。同判決以後の所有権留保自動車の処理の実情と上記判決の射程範囲、なおも信販会社と交渉を行うことによる財団増殖を図る余地がある事案の有無等について情報を共有したい。

(弁護士会)

5 動産売買先取特権の取扱い

破産管財人の管理下にある動産に対して動産売買先取特権を行使（動産競売の方法、物上代位による差押え）される可能性がある事案で、破産管財人による目的動産の処分、あるいは債権者（動産売買先取特権者）による売買代金の回収に関して、破産管財人と債権者（動産売買先取特権者）の間で紛争となつた案件を御紹介いただき、その処理方法につき協議したい。

(提出理由)

抵当権等の他の担保権に比べると、破産管財業務において動産売買先取特権が問題となる事案は多くないが、その取扱いは特殊なものであると思われる。破産管財人は、動産売買先取特権の対象である動産が差し押さえられていない限り、売却して破産財団を増殖すべきとの見解もあるが、実際に債権者との間で紛争となつた案件の経験を共有しておくことは有益であると考えられる。

(弁護士会)

6 否認権行使の手続選択

管財人業務を円滑に進行させるため、否認の訴えを提起するか又は否認の請求の申立てをするかの判断にあたり、どのような点を重視して使い分けをされているか、破産管財人及び破産裁判所の判断に関する実情を伺いたい。

(提出理由)

否認の訴え又は否認の請求の申立てのいずれによるべきかに関する考慮要素として、相手方が争っているか否か、立証の難易度（審尋手続で足りるか、証人尋問等の証拠調べが必要か）、否認の請求を認容した場合に確定する見込みがどの程度か等があると考えられる。そこで、破産管財人としての留意点や困難を感じたこと等を紹介していただき、今後の破産管財人及び破産裁判所の連携の参考としたい。

(姫路支部)

7 重大な免責不許可事由が存在する場合の取扱い

破産管財人は、破産者に重大な免責不許可事由が存在する場合、破産者や申立代理人との関係で、どのような役割分担や情報交換を行うのが相当であるかについて御意見を伺うとともに、実際にどのような工夫をしているかについて御紹介をいただきたい。

(提出理由)

破産管財人は、破産者の免責について、免責不許可事由の有無と裁量免責の当否を調査し、免責に関する意見書を提出することになっている。通常、免責不許可事由があると判断した場合には、裁量免責の当否についても意見を述べ、その根拠となる具体的な事実をできる限り詳細に記載していただいている。

破産裁判所としては、破産管財人から事前に相談があった事例では、破産管財人の最終的な免責に関する意見に至った経緯について把握できるが、それ以外の事例については、十分に実情を把握できているとはいえない。そこで、破産者や申立代理人との関係で、どのように事情聴取、指示等が行われているか、その実情や問題点について、意見交換を行いたい。

(尼崎支部)

8 個人再生委員の選任の在り方

個人再生事件における個人再生委員選任の在り方について協議したい。

(提出理由)

現状として、本庁第3民事部において個人再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件）で個人再生委員が選任される事案は相当限定的であるが、全国的には、庁によっては全件について個人再生委員を選任したり原則として個人再生委員を選任する運用の庁も少なからずあるようである。そこで、個人再生委員を選任すべき事案や時期、個人再生委員を選任する事案を拡充した場合のメリットとデメリットなどについて、個人再生事件に関わる弁護士や各支部の意見を伺いたい。

(本庁)

9 破産管財人候補者等の育成について

今後の破産管財人候補者等の育成の在り方について協議したい。併せて、現在の管財人OJT制度についても意見交換をしたい。

(提出理由)

近年、破産管財人候補者等の育成を巡る議論が活発にされており、本庁、尼崎支部及び姫路支部では、管財人OJT制度が実施されているところ、その運用状況や改善点等について情報共有を図るほか、これにとらわれず、中堅・若手の破産管財人候補者の育成やノウハウの承継の在り方や、有用と考えられる方策について、様々な観点からの御意見を伺いたい。

(本庁)

神戸地裁総第225号

平成31年3月25日

兵庫県弁護士会会长 殿

神戸地方裁判所長 宮崎英一

平成30年度管財人等協議会の協議結果について（送付）

標記の協議結果は、別添のとおりですので、貴会所属の弁護士に周知してください。

平成31年3月25日

支 部 長 殿

神戸地方裁判所長 宮崎英一

平成30年度管財人等協議会の協議結果について（送付）

標記の協議結果は、別添のとおりです。

## 平成30年度管財人等協議会協議結果

神戸地方裁判所

### 1 破産法に定められた諸制度の利用状況

次の各制度について、近時の利用状況（申立件数、事案の概要及び経過など）を踏まえ、利用が低迷する要因や問題点などについて協議したい（否認権行使の手続選択に関しては、協議問題6でも取り扱う。）。

- (1) 否認の請求
  - (2) 担保権消滅制度
  - (3) 債権査定申立て
  - (4) 役員責任査定
- (提出理由)

上記各制度は、いずれも申立件数が相当限られているため、その要因や問題点などを協議するとともに、実際にどのような事案で利用すると有用であるかについて、経験談の紹介などを通じて、情報共有を図りたい。

(本庁)

(裁判所・本庁)

平成30年度に申し立てられた否認の請求は2件あり、いずれも係属中である。

事案の概要は、  
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

担保権消滅制度、債権査定申立てはいずれも0件である。

役員責任査定は1件あり、事案の概要は、  
[REDACTED]

(裁判所・尼崎支部)

否認請求が過去1年間で3件あった。事案の概要は、

担保権消滅制度、債権査定申立て、役員責任査定については、近年事例はないようである。

(裁判所・姫路支部)

平成30年度に申し立てられた否認の請求は3件ある。事案の概要は、

担保権消滅制度、債権査定申立て、役員責任査定については、ここ3年間該当はないと思われる。

(裁判所・伊丹支部)

最近では、該当する事例はない。

(裁判所・明石支部)

否認の請求について、平成30年は事例がなく、平成29年に1件あった。事案の概要は、

その他の手続については、ここ2年間該当する事例はない。

(司会者)

裁判所の本庁各支部における最近の事例を紹介したが、弁護士会の方で経験談や質問等があれば伺いたい。

(協議員)

破産管財人として関与した事件のうち、根拠なく退職金の支払をした案件と、支払不能時期に弁済した案件がある。裁判所とかなり打合せを行ったが、相手方に代理人弁護士が就いていて争う姿勢が明確であり、否認の請求を申し立てた

しても間違いなく異議が出ることが予想されたため、訴訟対応している。

(協議員)

否認の請求を申し立てた事案が2件あり、どちらも無償行為否認であった。1件は負債のほとんどが横領金の損害賠償債務で、ほぼ全額を費消済みであり、回収見込みも少なかったが、裁判所と打合せして、話合いでこうなったというだけではなく、正式に否認の請求の手続を踏んで相手方の資産状況を明らかにし、多少なりとも回収する方向で進めることにした。もう1件は、相手方の同意を得なければ換価が困難な外国産の自動車があり、任意売却した方が財団増殖になると考へて、回収可能性及び今後の話合いも含めて否認の請求をし、相手方との間で無事に話がついた。

前者のケースでは破産債権者の納得のため、後者のケースではその後の換価のために否認の請求を申し立てたが、いずれも有益であった。

(協議員)

貸金業者との間で否認案件が沢山あった事案であるが、裁判所と協議したところ、否認の請求をしてもおそらく異議が出るだろうということで訴訟提起した。他の案件でも、訴訟をした方が早いことがある。また、債権確定訴訟だったと思うが、貸金業者から訴訟提起され、その裁判の中で否認の抗弁を出されたことがあった。

結果的に、否認の請求の手続内で收まりそうな案件でなければ、破産管財人としては申立てしにくい気がする。

(司会者)

担保権消滅制度、債権査定申立てについては事例が少ないと思われるが、裁判所の方から何かあれば発言されたい。

(裁判所・尼崎支部)

今回の出題を機に考えたという程度であるが、例えば、担保権消滅制度の利用が想定される場合として、最先順位担保権者とは合意ができているが後順位担保

権者とは話がまとまらないとか、担保権者が著しく高額な価格に固執しているといったケースが考えられる。だが、現実には、物分かりの良くない債権者がさほど多くなければ、担保権消滅制度の手続の利用を考える必要はないと思われる。このような制度の存在自体が、債権者から無理な要求をされない、いわば無言の圧力となって作用していて、実際に制度を利用していくなくても、制度が存在している意味はあると考えている。

## 2 法人破産における法人代表者との同時申立て

法人破産において、法人及び代表者等双方の同時申立てがされる事案、法人単独申立ての事案、代表者等単独申立ての事案について、それぞれの事案に関する問題点等について協議したい（いわゆる経営者保証ガイドラインの利用に伴う法人単独申立てに関する問題点等は、協議問題3に委ねる。）。

### （提出理由）

法人破産においては、通常、法人代表者等も連帯保証債務などを負っているため、代表者等も破産申立てをする事案が多いと思われる。しかし、法人と代表者等が同時に申し立てられる事案もあれば、法人と代表者等の申立時期が異なる事案、法人のみ申し立てられる事案、代表者等のみが申し立てられる事案もある。各事案に関与した経験者からの経験談や問題点等について協議することが申立代理人側・破産管財人側のいずれにも有益であると考えられる。

### （弁護士会）

### （司会者）

経営者保証ガイドラインの利用に伴う法人破産の単独申立てについては、今回の議論から一旦省くとして、出題者から出題趣旨の補足等をしていただきたい。

### （出題者）

提出理由のとおり、通常は法人破産において連帯保証債務を負っている代表者個人等も破産を申し立てる事案が多いと思われるが、実際には様々なバリエーシ

ヨンが考えられ、法人又は代表者のいずれか一方だけが破産申立てをするケースはどの程度あるのか疑問に思った。また、法人及び代表者の破産について、同時申立てがされなかつた場合で困ったことや問題になったことがあればお尋ねしたい。

さらに、法人及び代表者の管財事件を同時申立てすると、例えば予納金は法人20万5000円、代表者1万円でよいという運用になっているが、最初、法人は破産手続、代表者は経営者保証ガイドライン等を利用する予定であったが、代表者につき債権者から同意を得られずに、法人破産の申立てをした3か月後に代表者の破産申立てを行う場合、予納金は1万円でいいのかという疑問もあった。

(協議員)

法人と代表者の破産事件をセットで同時申立てすると、事実上予納金が割引になる状況ではあるが、法人につき迅速に申し立てなければならぬ必要があり、若干代表者の方が遅れて申し立てられるケースもある。裁判所としては、どの程度のズレならセット割引が適用されるのか、目安があれば伺いたい。

(裁判所・本庁)

前提として、S管財事件の処理要領では、予納金の減額の特例は同時申立てが要件となっている。しかし、私個人の経験上、先行事件の第1回債権者集会までに関連事件の申立てがあれば、予納金の減額を比較的容認している。また、それ以降に申し立てられた事件であっても、破産管財人の意見を聴いて、同時申立ての場合と比較して手間暇にどの程度の違いが出るのかという点も考慮した上で、割引を認めるか否か検討している。実例として、先行事件の債権者集会が2回終了した後に申し立てられた関連事件について予納金1万円で開始したことがあるが、これは例外的なケースである。

(司会者)

あくまでもケースバイケースであって、事案の内容や破産管財人の手間暇、債権者集会の問題等を踏まえて、可能な場合は割引ができるということになるか。

(協議員)

そもそも、同時申立ての場合に一方の予納金が割引になる趣旨についてお尋ねしたい。

(裁判所・本庁)

政策的な目的の1つとして、セット申立てを促したいというところがあると思われる。しかし、同時申立てという理由だけで予納金を割引し、破産管財人に片方の事件を1万円でお願いするわけにもいかないので、両方の事件がS管財相当であることも要件としている。つまり、法人単独で申し立てる場合と、法人プラス代表者で申し立てる場合の管財業務の内容にほぼ差がないことが前提である。

そこが、予納金を1万円に割引する許容性というか、支えている部分だと考えている。したがって、片方の事件がS管財相当ではなく、とても1万円の範囲で賄えないような管財業務が見込まれる場合は、セット割引の前提を欠いていることになるので、事案に応じて追加の予納をしていただく必要がある。

(司会者)

通常、代表者は法人の連帯保証債務を負っているので、法人と代表者はセットで同時申立てを行うケースが多いと思われるが、場合によっては、法人又は代表者のみの破産申立てということも考えられる。法人又は代表者のいずれか一方だけの申立てをした経験のある申立代理人は、なぜ単独の申立てを選択したのかという経緯も含めて、事例を紹介していただきたい。

(協議員)

法人の代表者がかなり高齢で、今まで頑張ってきたので、最後の最後で破産するより息子に相続放棄をしてほしいということで、法人だけ破産申立てをしたケースがある。ただ、まだ若い経営者の場合は、リスタートという意味では破産ないし経営者保証ガイドラインに基づく債務整理を行うことが考えられる。

(協議員)

私も以前、法人だけの破産申立てをしたことがある。当時は経営者保証ガイド

ライン等の制度がなく、代表者も80歳を超えて年金収入のみだったので、債権者に数千円ずつ支払い続けて、もし自分の身に何かあったら家族全員に相続放棄をするように伝えているような事案だった。

(協議員)

大規模な法人の破産事件で、代表者は破産しないという事案があった。私は、法人の破産管財人代理をしていたが、法人と代表者にはそれぞれ別の代理人が就いていて、債権者の方から我々破産管財人に対して、代表者の資産調査をするよう要求があった。我々は法人の破産管財人でしかなく、代表者につき強制力がないので、代表者に対する債権者破産の申立てを示唆されていることも含めて代表者の代理人弁護士とかなり話をしたが、結局代表者は自己破産しなかった。その代表者も高齢であったが、若干不分明な結果に終わった事案だと思っている。

債権者も、代表者に対して破産申立てをするか随分悩んだようだが、費用をかけて申し立てても代表者に資産があるという確証はなかったので、最終的に断念したというところである。

(司会者)

法人の破産管財人が、代表者に対して破産の債権者申立てを検討した事案があれば伺いたい。

(協議員)

法人の破産管財人として関与した事件で、実際の代表者ではなく背後にいるオーナーという者が、ダミーの現代表者に権限を移した後に億を超える財産隠しをしている疑いがあり、債権者の方から調査をしてほしいと要望があったため、相当労力をかけて調査したが、回収可能性が非常に厳しく諦めたことがある。法人の破産管財人の立場としては、財団増殖のために代表者を破産させ、その破産管財人と協力して、全体で破産財団を増やす努力をした方がいいと思っているが、結局は奏功しなかったという事例はある。

(司会者)

私は、いわゆるセット割引の制度がなかった10年ほど前に、法人が実際稼働しなくなつてから相当期間経過していて、特に目ぼしいものもないという状況で、代表者だけの申立てをしたことがある。代表者のみの破産申立てをした経験がある方がいれば話を伺いたい。

(協議員)

同じような事案があった。

(司会者)

他に事例がなければ、裁判所から話を伺いたい。

(裁判所・本庁)

正式な統計や部内集計による数値はないが、法人破産の大部分はセット申立てであり、同時又は数か月以内の近接する時期に代表者の申立てがされることが前提となる。このような場合、管財業務の効率や実効性の観点から、同一の破産管財人を選任することが通例となっていて、既に一部の事件が終局している場合や関連事件が再生手続である場合も、基本的には同じ破産管財人を選任している。あとは、できる限りセット申立てをしてもらうために予納金の割引制度等もあるが、実際には、そもそも役員が保証債務を全然負担しておらず、破産原因がないという事案や、どうしても予納金や申立費用を捻出できないために、法人破産の単独申立てのまま手続を進めるという事案もある。

なお、裁判所で調べた限りでは、片方の申立てがないという理由で破産管財人等から債権者申立てをして破産させるに至った事案は見当たらなかった。

### 3 経営者保証ガイドラインの利用

いわゆる経営者保証ガイドラインを利用して法人代表者等の保証債務の整理がされている事案について、経験談や問題点、手続に関する弁護士が留意すべき点などについて協議したい。

(提出理由)

昨今、主たる債務者である法人は破産・民事再生等の法的整理を行い、法人の債務を連帯保証等するなどした法人代表者等については、経営者保証ガイドラインを利用した特定調停手続等において保証債務を整理するなどの手法がままみられるところである。

経営者保証ガイドラインの利用経験がある弁護士、経営者保証ガイドラインが利用された事案に法人の破産管財人や特定調停手続の調停委員等として関与した弁護士や裁判所等において、経験談や問題点について協議することが有益と考え、提出した。

(弁護士会)

(司会者)

最近、主たる債務者である法人については、破産や民事再生等の法的整理手続を行い、保証債務者である代表者については私的整理手続の1つである経営者保証ガイドラインを利用し、特定調停や再生支援協議会の手続等を使って保証債務の整理をする事案が出てきているところである。ただ、一般的に浸透しているとまでは言えず、手続に関与した方から事案の紹介や問題の指摘等を含めて話を伺いたい。

(出題者)

私が破産管財人を務めた法人破産のうち、代表者が経営者保証ガイドラインを利用したケースで、非常に調査に支障をきたしたことがある。法人の破産管財人が代表者の預金口座を調べたり取引履歴を取り寄せたりすることはできないので、申立代理人から自主的に提出された資料を見ることしかできず、法人と代表者の資産の混同の調査等を行うに当たってどのような方法があるかと思い出題した。

(司会者)

これまで経営者保証ガイドラインを利用して手続を進めた経験のある方や、調停委員として特定調停の手続に関与したことのある方がいれば事例を紹介していただきたい。

(協議員)

当事務所では、簡易裁判所の特定調停を利用した事案、兵庫県中小企業再生支援協議会スキームの一体型で行った事案が複数ある。その他、特定の機関を絡めずに金融機関だけの私的なもので、ガイドラインに準じて成立させた事案もある。

管財事件については、破産管財人の立場で関与している法人破産のうち、代表者がガイドラインの申立てをしている事案が2件ある。また、申立代理人の立場で既に申し立てている法人破産で、代表者につきガイドラインの申立てを準備している事案が1件ある。

経営者保証ガイドラインを利用し始めた頃は、文献等がなく手探りで進めていたのが実情である。最も長期にわたった案件の概要を説明すると、



本件では、リース会社やその他プロパー債権者をガイドラインの対象に含めてよいのかという問題もさることながら、もし金融機関のみを対象とした場合、他の債権者がいるにもかかわらずガイドラインの成立をもって支払不能ではないと言えるのか、ガイドラインに基づく弁済が偏頗弁済になりかねないという問題もあると聞いている。現在進めているガイドラインの中でも、リース会社に関しては協力を得られそうなので債権者から外すことも考えたが、金融機関の方から対象債権に含めるのが公平であり妥当ではないかと、他の債権者の取扱いについて意見が出されるようになってきた。

それぞれの論点について条文があるわけではなく、あくまでもガイドラインということで多様な意見が今も展開している状況である。

(司会者)

一体型と単独型に関する補足説明であるが、法人及び代表者を一体の手続として処理するのが一体型であり、法人については裁判所が関与して破産や民事再生等で整理し、代表者については経営者保証ガイドラインを利用して整理する方法が単独型である。本協議会において一体型につき協議するのは適当ではないと思われるので、今回は一体型の話は除外して、他に経験談があれば伺いたい。

(協議員)

難しい事案の紹介があったので、逆に簡単な事案について申立代理人の立場から紹介したい。現在進行中の案件で、法人については破産申立てをし、経営者については経営者保証ガイドラインに基づいて整理手続を進めているところである。経営者は高齢で、破産した場合の老後の経済的な面を心配していたが、債権者である金融機関に対してはこれまで誠実に対応てきて、私が調査する限りでは法

人との資産の混同もなかった。今現在資金が回らないわけではないが、売上げが下がってきて毎年赤字が出ている状態なので、3、4年後にはどうにもならなくなることが予想された。経営者保証ガイドラインの趣旨として、債務者にとってのメリットだけでなく、債権者にも経済的合理性が認められる関係があるかというところだが、早期に経営者が法人破産を選択することによって債権者に対する十分な配当が見込まれ、それに基づき経営者個人の一定のインセンティブ資産も見込める事案だった。

法人と経営者個人の資産の混同について、法人の破産管財人の立場から経営者個人の資産状況等を調査するのは確かに難しいところがある。だが、あくまでも申立代理人の手続選択によるが、経営者保証ガイドラインという制度をもっと利用してもいいのではないかと思う。

(協議員)

補足であるが、経営者保証ガイドラインを利用する場合、主たる債務者と保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じてそれぞれの財産状況等につき適時適切に開示している、保証人に破産法252条1項に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもない等の要件があり、ある程度の縛りがかけられている。

経営者保証ガイドラインを利用する目的として、破産者というレッテルを貼られずに済むということ以外にも、数年後に法人破産をするより早期に決断して債権者が多くの配当を得られるといった経済的合理性が認められるのであれば、代表者の方はその範囲の中で破産手続において認められる自由財産より少し枠をとって資産を残すことができる。それが、いわゆるインセンティブ資産というものである。

(協議員)

私が申立てをした案件では、サラリーマンをしている社長の息子が成り行きで会社の保証人になっていて、そもそも経営に関与していない第三者が経営者保証

ガイドラインを利用できるのかというところから問題となった。今では金融機関の理解を得られことが多いが、当時は説得するのにかなり苦労した。

数年早く決断したので債権者への配当が増えた、だからインセンティブとして手元にこれだけの資金を残してほしいというのは、経営者であれば言えることだろうが、第三者の立場としてはその理屈を整えるのが難しかったので、結局は自宅も時価査定してその金額を債権者へ支払うという形でなんとか破産せずに和解したケースがあった。

第三者保証についても、破産者というレッテルを貼られないとか、信用情報機関に登録されないとか、自由財産拡張のために予納金を積む必要がないとか、そういうメリットもある。よって、裁判所としては破産の同時申立てを推奨するという意味でセット割引をしているのだろうが、我々弁護士サイドとしては破産手続以外にもこういうメニューがあるということをきちんと本人に説明して、それでも破産するということに至らなければ、弁護過誤ではないが、説明義務違反が問われていく時代になっていくのではないかと感じたことがある。

#### (協議員)

当事務所の弁護士が調停委員として関与した事案が2件あった。1件は先ほど申立代理人の方から事例紹介があったが、主たる債務者である法人の破産手続が係属中に、代表者が特定調停の申立てをしたケースで、債権額の確定に大分手間取ったが最終的に債権者から同意を得られて終了した。もう1件は、法人は既に民事再生の認可決定が出ていて、代表者がガイドラインを利用したケースである。当初、債権者の方からは、代表者は破産すべきではないかと否定的な声が上がっていたが、最終的には全債権者が同意して終了した。なぜ債権者の態度が変化したかについては、申立代理人の小まめな説得活動が功を奏したのではないかということと、手続が上手くいかなければ破産となり、申立費用や管財費用に加えて時間もかかるため、それは避けたいという債権者の意識が働いたのではないかと推測される。

調停委員となった当該弁護士の感想としては、破産管財人であれば郵便物等を調査することができるが、そういうチェックがないので本当に財産内容を開示されているのか疑問が残ったようである。また、これから課題になると思うが、ガイドラインを利用することが責任の取り方として妥当であったのか、これから数年経過して検証していく必要があるのではないかということである。

(司会者)

裁判所の方から、何かあれば話を伺いたい。

(裁判所・本庁)

まず、管轄合意に基づいて地裁本庁に係属した特定調停事件については、神戸地裁の事務分配上は当部（第3民事部）が担当することになっているが、実際に当部で受理した事件ではなく、本来の管轄裁判所である簡易裁判所（民事調停法3条）が専ら担当しているのが実情である。また、セット申立てではない法人の破産や通常再生手続においては、代表者等についての方針や事情を確認するため、その際に経営者保証ガイドラインに基づく処理をする予定であるとの情報に接することがある。感覚的には、年間数件程度という印象である。もっとも、裁判所独自の立場で、特定調停の申立ての有無や時期について詳細に尋ねることはない。

簡易裁判所の方から特定調停事件の処理に当たって、法人の破産事件の進行状況や配当の見込みなどについて照会を受けたケースがあったように記憶しているが、逆に管財事件の進行において、経営者保証ガイドラインが利用されているケースに特有の影響や問題点というものは、裁判所の立場では実感したことがなく、破産管財人や申立代理人から手続の進行において配慮や調整を要するといった相談や報告を受けた事例もないようと思われる。

#### 4 所有权留保付自動車の処理

平成29年12月、自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が

売買代金債権を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされており、売買代金債務の保証会社（信販会社）が保証債務の履行として売買代金残額を販売会社に支払った後に購入者の破産手続が開始した場合において、保証会社（信販会社）が留保所有権を別除権として行使することにつき、これを積極に解する最高裁判所の判断が示された（最高裁平成29年12月7日第一小法廷判決・民集71巻10号1925頁）。

同判決以後、同様に所有権留保自動車が存し、保証会社（信販会社）より別除権が主張される事案が見られるが、破産管財人における適切な対応はどのようなものかについて協議したい。

（提出理由）

上記判決は、「自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされ、売買代金債務の保証人が販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で当該自動車につき販売会社を所有者とする登録がされているときは、保証人は、上記合意に基づき留保された所有権を別除権として行使することができるものと解するのが相当である。」と判示した。同判決以後の所有権留保自動車の処理の実情と上記判決の射程範囲、なおも信販会社と交渉を行うことによる財団増殖を図る余地がある事案の有無等について情報を共有したい。

（弁護士会）

（出題者）

平成22年6月4日の最高裁判例によると、個人再生事件の再生手続開始の時点で信販会社が立替払を置いていても、車両の所有権の登録移転を受けていない限り別除権行使はできないという判断があり、それ以降、管財事件についても、財団として何ができるのか、別除権を認めるべきか否かを検討するようになった。

当時、メーカー系の信販会社が締結していた契約、いわゆる立替払方式では、

販売会社が購入者に対して売買代金を有し、それに対して信販会社が立替払を行うが、車両の登録自体は販売会社のままという少しいびつな形であった。この最高裁判例で別除権が認められなかつた理由は、販売会社から信販会社へ所有権が移転することを定める契約条項は、法定代位の構成ではなく、民事再生法45条により開始決定までに対抗要件を具備する必要があるといつものだつた。つまり、法定代位の構成がとれるのであれば、信販会社は所有権登録がなくても別除権を行使できるということになる。

平成22年の最高裁判例以降、契約自体が改定されるようになり、下級審では別除権を認めるものも多くなつてきつたが、その流れの中で、平成29年12月に新たに信販会社の別除権行使を認める最高裁判例が出た。

私の経験上、契約時期が平成24年8月の立替払時移転型の案件については、車両の所有権は契約時に信販会社に移転するが、登録は販売会社のままといふことで、外形上は所有権留保の対抗要件を満たしていないと言える余地はあつた。だが、平成30年に担当した案件では、元々販売会社の方にあつた留保所有権が保証履行時に信販会社に移転する、つまり法定代位であることがはつきりしているような新しい約款になつてゐたので、別除権行使を拒むことはできず、引揚げに応じるという結論に至つた。なお、この案件については、信販会社の方から、最高裁判例も出ているのですぐに引揚げに応じなければ、破産管財人に賠償請求するという申出を受けたこともあつた。

また、車両引揚げに応じる場合、信販会社から自賠責保険の未経過部分の返戻金についても債権に充当したいという主張があつたが、それについては法的根拠がないということで回収した。

以上を踏まえて、新約款の場合、破産管財人として財団増殖を図る余地はないのかというところや、自賠責保険の問題等についても何か処理した経験があればお聞きしたいと思い出題した。

(司会者)

協議員の方は破産管財人としての経験も多いと思うので、経験談等お話しいただきたい。

(協議員)

以前、下級審で勝訴した件がある。旧約款の案件であり、その頃はあまり裁判例もなく全国倒産処理弁護士ネットワークに相談の投稿をするなどして情報収集した。現在では、いわゆる新約款、法定代位明示型や債権譲渡型というパターンの異なるものも現れている。信販会社側の対策が反映された新約款なので、これが適用される契約について争うというのは、なかなか困難であろうという見解を私も持っている。

信販会社側は、平成29年の最高裁判例があったため、破産管財人に対して、裁判所も全然問題なく認めているという説得の仕方をしているようである。しかし、まだ新約款が適用されていない旧約款のままの契約も残っているので、当該契約が旧約款、新約款のどちらなのか見極めをしなければ、処理を誤るかと思われる。

それから、新約款で財団を増殖させる道はないのかという点については、新約款による最高裁判決が出た頃に私が担当していた事件で、信販会社に対して執行する手間もあるのでいくらか支払ってほしい旨交渉したところ、結果的に2万円支払ってくれたことがあった。ただ、このような和解ができたのは、車両の保管に問題がなかったという特殊事情があったからである。通常、車両の保管については、破産者の手元で安全に保管できるのであれば鍵を預かるだけでよいが、駐車場を借りる必要がある場合は、2万円のために駐車場代を払い続けるわけにもいかないので、条件がそろわなければできない交渉ではある。

(司会者)

自賠責の未経過分を回収した経験のある方はいないようなので、裁判所の御意見を伺いたい。

(裁判所・本庁)

### (1) 実情について

破産開始前に所有権留保に基づいて自動車が保証会社（信販会社）によって引き揚げられている事案は少なくなく、破産管財人が約款を踏まえて否認権を行使するか否かを検討している。平成29年最高裁判決後に保証会社（信販会社）から別除権を主張して破産管財人に対して自動車の引渡しを求める事案は当庁では具体的に見当たらないが、同じく約款に照らして別除権が認められるか否かを判断することになると考えられる。

### (2) 判決の射程について

保証会社（信販会社）が法定代位によって販売会社が有する自動車の留保所有権を取得した場合には、「販売会社名義で登録されているときは保証人は留保所有権を別除権として行使することができる」という平成29年最高裁判決の射程が及ぶ。したがって、約款等から信販会社の取得する留保所有権が法定代位によるものであることが認められるならば、立替払の事案であっても別除権として行使できるものと考えられる。逆に、平成22年6月4日最高裁判決に照らせば、保証会社が取得する留保所有権の被担保債権に保証会社の手数料を含める合意などがある場合、保証会社が販売会社に支払う売買代金と保証会社が取得する留保所有権の被担保債権が異なる場合には、保証の事案においても、保証会社名義で登録されていない限り、別除権として行使することはできないと主張できるものと思われる。

### (3) 信販会社との交渉について

約款から法定代位が生じるか否かが明白でないものについては、和解による解決の余地がある。また、法定代位が生じる事案においても、評価額よりも高額で売却できる見込みのあるものについては、任意売却の交渉をする余地はある。

（裁判所・尼崎支部）

実情を紹介すると、近時申立てのあった事案では、事前に自動車が引き揚げら

れている例がほとんどで、破産管財人が選任された後に問題が残っているということはまずないようである。

理屈の問題を少しつけ加えれば、留保所有権の別除權行使が認められる場合か否かにより、破産管財人としての対応は異なる。別除權行使が認められる場合は、引揚げに応じなければならないが、自動車の価値から売買代金残額（別除權の被担保債権残額）を控除して残余がある場合、その残余は破産財団に帰属するので、信販会社（別除權者）と交渉して財団増殖に努めるべきである。他方、別除權行使が認められない場合は、引揚げに応じる義務はないが、その後に換価の問題が生じることは避けられないので、引揚げを認める代わりに財団組入れをさせる方向で交渉することも考えられる。

これには、まず、留保所有権の別除權行使が認められるか否かの見極めが先決となるが、保証人による別除權行使を認めた平成29年最判と、それを否定した平成22年最判とを対比すると、保証人（信販会社）が留保所有権を取得する原因が、弁済による法定代位である場合には、別除權行使が認められ、契約により保証人が独自の留保所有権を取得すると解される場合には、別除權行使が認められない、という帰結になるものと思われる。

## 5 動産売買先取特権の取扱い

破産管財人の管理下にある動産に対して動産売買先取特権を行使（動産競売の方法、物上代位による差押え）される可能性がある事案で、破産管財人による目的動産の処分、あるいは債権者（動産売買先取特権者）による売買代金の回収に関して、破産管財人と債権者（動産売買先取特権者）の間で紛争となつた案件を御紹介いただき、その処理方法につき協議したい。

### （提出理由）

抵当権等の他の担保権に比べると、破産管財業務において動産売買先取特権が問題となる事案は多くないが、その取扱いは特殊なものであると思われる。破産

管財人は、動産売買先取特権の対象である動産が差し押さえられていない限り、売却して破産財団を増殖すべきとの見解もあるが、実際に債権者との間で紛争となつた案件の経験を共有しておくことは有益であると考えられる。

(弁護士会)

(出題者)

破産管財人として関与した事件で、動産売買先取特権を有しているので、破産管財人においては取扱いを慎重にされたい、との通知を債権者から受け取ったことがあった。このような通知を受けたとしても、実際には、破産管財人が保管している在庫商品等の売却を進めることもある。

ただ、売掛金に化けてしまったもの、特に大型物品の転売債権のようなものが破産財団に属している場合は、速やかに請求行為と回収を図らなければ、動産売買先取特権に基づく物上代位による差押えをかけられてしまうことがある。

通常であれば入札等を行って慎重に売却するところであるが、動産売買先取特権に基づいて物上代位権を行使される可能性があるものについては、廉価とまではいかないが急ぎ売却をする内容で許可申請を出したときに、破産管財人に対して、善管注意義務違反、不法行為という主張がなされている判例も過去にある。

動産売買先取特権について、廉価に近いようなこと、又は早期回収でかなり大幅な和解をすること自体が善管注意義務違反や不法行為に該当するというところが、文献を読んでも明確ではないため、経験者の話と裁判所の考えをお聞きしたいと思い提案した。

(司会者)

動産売買先取特権関係で御経験のある方は、事例を紹介していただきたい。

(協議員)

数年前に破産管財人代理として関わった管財事件で、動産売買先取特権の問題が生じたことがある。破産会社の事業は冷凍食品の製造販売で、仕入れた冷凍の原材料を加工して販売していた。仕入先の債権者が、破産手続開始決定の数日前

に民事執行法上の動産競売開始許可決定を得ていて、破産管財人に対して、対象物件を売却しないでほしい旨の通知と決定書の謄本を送ってきた。

当初、破産管財人に承諾義務はないので先取特権を主張されても売却する方向で考えていたが、さすがに相手が動産競売の開始許可決定の段階まで進んでいる債権者だったので、最終的には仕入先の会社に原材料を買ってもらい、その代金を財団に組み入れる処理をした。

また、同事件では他にも問題があり、動産競売開始許可決定を得た対象物件の一部が、倉庫会社に寄託している物件の中に入っている状態であった。本来債務者が占有している場所ではないので、執行抗告を申し立てることもできるような状況ではあったが、そうすると今度は倉庫会社の方から商事留置権を主張すると、いう事態が発生し、結局、破産管財人、商事留置権者及び動産売買先取特権者の三つ巴のような形になった。結局、商事留置権の対象になる物件についても併せて仕入業者に買い取ってもらい、その代金を破産管財人と商事留置権者との間で分け合うこととし、三者それぞれにメリットがあるような処理をした。

平成15年の執行法の改正以前の話であれば、破産管財人に承諾義務はなく、売却したとしても善管注意義務違反を問われることはないと思うが、動産競売開始の許可決定を得ている段階まで進んでいる場合であれば、新たに善管注意義務違反の主張がなされるおそれもあるので、最終的には和解で解決するのが無難ではないかという印象を受けた。

#### (出題者)

出題の趣旨としては、競売の許可決定が出ているようなものまで売却するという趣旨ではなく、潜在的に動産売買先取特権の主張をされ得る物件について破産管財人として売却を検討することもあるという趣旨で捉えていただきたい。

#### (協議員)

破産財団に属する動産が転売されていたため、破産管財人の立場として買主に対して売掛金を支払うように通知を出した。ところが、買主の方から、動産の売

主であるという会社の代理人弁護士から、うちが売主であり動産先取特権があるので代金を支払ってほしい旨の通知が届いたという話を聞いた。物上代位による差押えの決定は出ていなかったので、破産管財人が回収しても問題はないという通知を更に買主へ送付し、無事に代金を支払ってもらった案件がある。その件については、動産先取特権を主張した会社の代理人弁護士と特に話をすることはなく、相手の方から苦情等はなかった。

(協議員)

私が動産売買先取特権に基づく物上代位に関するときは債権者の代理人であることが多く、過去に数件物上代位の行使をしたことがある。債権者側の立場としては、権利行使の予定を申し入れることは破産管財人の回収活動の促進になると考えられるので、どちらかと言えば、破産管財人に情報が漏れないように急いで活動することになるかと思われる。

何らかの事情で行使が確実であるとか、行使をしそうな情報が破産管財人に届いていれば、そのような事情を踏まえて裁判所へ早期の和解許可申請を行ったとしてもおそらく認められるであろうし、そういう事情がないのに一般的に行使される可能性があるというだけでは、少し難しいのではないかと思う。

(司会者)

破産管財実践マニュアル等の文献には、動産競売開始許可決定が債務者に送達されるまでは、原則として破産管財人が売却することができると記載されているものもあるが、事案に応じて検討することになろうかと思われる。

裁判所の方から、何か意見があればお話しitいただきたい。

(裁判所・本庁)

動産売買先取特権に関して破産管財人と債権者（先取特権者）との間で紛争になった事案については、当庁では見当たらない。

破産管財人には先取特権者に対する担保保存義務はないので、破産管財人としては、破産財団に属する動産を早期に売却するよう努めなければならず、物上代

位による差押えを避けるために速やかに代金の支払を受け、破産財団を増殖することが求められる。他方で、先取特権者は、当該動産によって債権を担保されるべき者であるから、先取特権者が破産管財人に対して担保権を証明できる資料を提示するとともに速やかに先取特権の行使を行うことを告知するなど、破産管財人において別除権の行使を認めることが公平に資して相当であると判断した場合には、破産管財人が動産の売却を相当期間差し控えることは善管注意義務に反しないものと思われる。

そのような状況で実際に破産管財人が売却したことが不法行為に当たるか否かは、一般論として、先取特権者の担保権の実行を積極的に妨げる意図がある場合は不法行為に該当すると解される。あとは私見となるが、動産競売開始許可決定があったときは処分してはならないが、開始決定が送達されるまでは先取特権者に対する不法行為は成立しないものと考える。

#### (裁判所・本庁)

私が以前勤めていた庁の訴訟での経験であるが、廉価売却の関係で、破産手続開始前に取引先が目的物を全部持ち出しちゃったため、破産管財人が不法行為に基づき損害賠償を請求した事案があった。目的物は靴下40万足で、債権者の方は先取特権を含めて色々と正当な事由があると主張していたが、第一審の合議体では不法行為に該当するとして破産管財人の請求を認容した。ただ、その損害額については、季節性の商品であり、他にも事情もあるので、簿価の1割を認容額としたところ、高裁では8割になったということがあった。裁判所の見方が立場によって異なり、10パーセントでも構わないという裁判体もあれば80パーセントだという裁判体もあるということで紹介させていただいた。

#### 6 否認権行使の手続選択

管財人業務を円滑に進行させるため、否認の訴えを提起するか又は否認の請求の申立てをするかの判断にあたり、どのような点を重視して使い分けをされてい

るか、破産管財人及び破産裁判所の判断に関する実情を伺いたい。

(提出理由)

否認の訴え又は否認の請求の申立てのいずれによるべきかに関する考慮要素として、相手方が争っているか否か、立証の難易度（審尋手続で足りるか、証人尋問等の証拠調べが必要か）、否認の請求を認容した場合に確定する見込みがどの程度かなどがあると考えられる。そこで、破産管財人としての留意点や困難を感じたことなどを紹介していただき、今後の破産管財人及び破産裁判所の連携の参考としたい。

(姫路支部)

(協議員)

全面的に争う可能性がある場合は否認訴訟を検討することになるが、否認の請求については、否認の制度 자체を理解していない相手で、裁判所から書面が届けば第三者に相談するなどして理解してもらえるか否かを判断基準としている。私が破産管財人として関与した事案では、申立代理人が受任通知を発送した後に、債権者が申立代理人の許諾を得て支払を受けていたというものである。支払停止後の偏頗弁済に当たるとして再三返還を求めたところ、なぜ自分の債権があるのに返さなければならないのかと素朴な疑問を投げかけられ、一向に連絡が取れなくなってしまった。相手が否認の制度について正確に理解すれば支払うのではないかと考えて否認の請求を申し立てると、直ちに支払ってくれたことがあった。

(協議員)

早期に相手方に代理人が就いて和解できそうな場合は、否認訴訟より否認の請求で対応する。その他には、相手方が不出頭、真っ黒で何の問題もなく請求が認められるであろうという案件について、訴え提起までせずに否認の請求で対応したこともある。

(協議員)

破産管財人としては、それなりの確証を持って否認権行使に臨んでいるが、裁

判所の見方を先に知っておきたいという場合に、否認の請求を選択することもある気はする。

(協議員)

明石支部の管財事件で、請負工事代金等の偏頗弁済があり、任意の交渉段階から相手方に代理人弁護士が就いて争っていた事案がある。相手方はただ主觀面を争っているだけで要件は大方認めていて、金額的にも到底支払えないような額ではなかったので、裁判所と相談して、まず否認の請求を申し立て、早期に認容の判断が出された。その後、相手方から異議が出たが、和解の話を持ち掛けて解決することができた。手続の選択については、和解ができるか、支払可能な金額であるか、相手方の態度はどうかといったところから判断した。

(司会者)

裁判所の方から、何かあれば発言されたい。

(裁判所・尼崎支部)

第1問の事例1の場合、



第1問の事例2の場合、



第1問の事例3の場合、



(裁判所・明石支部)

先ほど話があった明石支部の事件について、破産管財人から相手方の代理人が

どのようなことを言っているのか、どういう点が争われそうか適宜情報提供を受けていたが、否認の請求と否認訴訟のどちらを選択するかという辺りは、協議をして進めていった経緯がある。今後も、手続選択をするに当たって、破産管財人から裁判所に情報提供していただきて、手續を進められればいいと思っている。

(裁判所・本庁)

一般に、否認の請求を選択するメリットとしては、迅速な解決という点が最も大きいと思うが、それ以外にも①申立手数料が不要であること、②疎明で足りること、③書面審尋が可能であること、④手続内で裁判上の和解ができること、⑤相手方の同意なくいつでも取り下げられることなどが挙げられる。実際には、①申立費用に関しては、もちろん受訴裁判所の判断になるが、私が担当した事件の限りでは、財団が僅少、具体的には50万円を切っているような事案であれば、おおむね訴訟救助が得られているのではないかと思う。

それから、否認の請求を選択した場合、構造上の制限があることについて注意していただく必要がある。まず1点目は、否認の請求の手続において、否認権行使以外の攻撃防御方法の主張、対象行為がそもそも無効であるとか、取り消し得るから当然金銭を返還すべきだといった主張をすることはできないと一般的には考えられている。2点目は、否認の請求が認められなかった場合、破産管財の方から異議申立てをする手続はないということである。そして、破産管財人が否認の請求の手続選択をしておきながら、改めて否認訴訟を提起するということについては慎重であるべきだとものの本などにも書かれているので、そういう点についても否認の請求をするべきか検討していただきたいと思う。

なお、否認訴訟の提起と異なり、否認の請求の申立ては裁判所の許可が必要な行為には該当しないが、処理の見通しや手続全体の進行への影響についても検討する必要があるため、破産裁判所と事前に協議してほしい。過去には、事前情報が全くない状態で否認の請求の申立てがなされ、破産裁判所としてはいささか当惑したことがある。そして、否認の請求の場合には、通常、破産裁判所がそのま

ま担当することになるので、少なくとも申立ての相談を受けた段階で、破産裁判所でさえどうかと思っているのであれば、ある程度考えはお伝えできると思う。その点も含めて、事前の協議をお願いしたい。

## 7 重大な免責不許可事由が存在する場合の取扱い

破産管財人は、破産者に重大な免責不許可事由が存在する場合、破産者や申立代理人との関係で、どのような役割分担や情報交換を行うのが相当であるかについて御意見を伺うとともに、実際にどのような工夫をしているかについて御紹介をいただきたい。

### (提出理由)

破産管財人は、破産者の免責について、免責不許可事由の有無と裁量免責の当否を調査し、免責に関する意見書を提出することになっている。通常、免責不許可事由があると判断した場合には、裁量免責の当否についても意見を述べ、その根拠となる具体的な事実をできる限り詳細に記載していただいている。

破産裁判所としては、破産管財人から事前に相談があった事例では、破産管財人の最終的な免責に関する意見に至った経緯について把握できるが、それ以外の事例については、十分に実情を把握できているとはいえない。そこで、破産者や申立代理人との関係で、どのように事情聴取、指示等が行われているか、その実情や問題点について、意見交換を行いたい。

### (尼崎支部)

### (協議員)

破産管財人の立場から、破産者が自分のどの行為が免責不許可事由に当たるか認識していないケースが散見される。また、破産者が免責不許可になつても、債権者の方も債権処理に困る面があるので、余程のごとがない限りあまり喜ばれないというのが実情ではないかと思われる。

私の場合は、破産者に対して、免責不許可事由がどういうものであるかその重

大性を説明するとともに、こういうことがなければ自分の方は裁量免責の意見を書けないとはっきり伝えて宿題を課すようにしている。そして、破産者に何度も事務所に来てもらい、進捗状況を確認して、最終的に破産者が全て成すことができれば裁量免責相当の意見書を書いている。

(協議員)

正直なところ、免責不許可事由のある事件の意見書を書くのは大変であり、申立代理人から反論の意見書なども出てくるため、それに耐え得るような調査をしなければならない。説明義務違反の一番典型的なものは、破産者の説明が客観的事実と相違するケースだと思われるので、その点を立証する必要がある。

財産隠匿の場合は、存在しないと言っていた財産が出てくれば客観的な証拠となるが、破産管財人の調査能力では発見できない場合も多々ある。例えば、海外に財産を隠されてしまえば、破産管財人が発見するのはほぼ不可能である。過去に、裁判所を通じて海外の金融機関に調査嘱託を実施したことがあるが、海外の金融機関からは無視され、何の効果も得られなかった。

どう考えても収入と実際の生活が一致していない場合、何らかの資産隠しが強く疑われその矛盾点を突いたとしても、解明不可能となることもある。そのような場合に、破産管財人として破産者の不自然な説明について指摘して免責不許可相当の意見書を出したこともある。だが、裁判所は客観的根拠資料の有無を厳しく検討して、裁量免責の判断をする場合もあるので、この問題は奥が深いというのが正直な感想である。

次に、裁量免責について、昔は浪費の何パーセントかを積立てさせて、事実上債権者へ配当させ、それを裁量免責事由にする運用があったと思う。また、本来であれば破産財団に帰属する財産を生活費に充ててしまったという場合は、和解的に財産を組み戻せたり、生活更生の見込みを判断するために家計收支表を提出せたりして、極力破産財団の棄損を小さくした上で裁量免責の意見を書くということもある。何もせずに放っておくのではなく、破産管財人としては破産者

の良いところを見つけて、裁量免責を持っていくことも必要ではないかと思う。

(協議員)

申立前に起きてしまったことについては申立代理人がきちんと本人に説明して、破産管財人と裁判所にどのように協力するかが重要なのではないかと思うが、開始決定後の破産者の説明義務違反、協力を拒むとか虚偽の説明をするとか、そういうことは基本的に救うのが難しいという印象がある。

(裁判所・本庁)

まず、近時の免責判断の実情を紹介すると、管財事件での免責申立件数が年間270ないし280件程度であるのに対し、免責不許可となった事案は、平成27年が3件、平成28年から平成30年までが各1件にとどまっている。

破産管財人と申立代理人との協働はおおむね順調に行われていると認識しているが、まれに、両者の役割分担や破産者本人と破産管財人との直接的なやり取りの是非をめぐって意見が対立し、進行が停滞してしまう事案が見受けられる。また、

破産管財人と申立代理人との間で積極的にコミュニケーションを図っていただきたいが、両者間での調整が難航する場合や破産裁判所の意見が必要な局面では、適宜相談等をしていただいて構わない。また、裁判所が免責についての判断、とりわけ不許可決定をする場合、基礎となる事実の認定をした上で評価をする必要があるため、免責調査に当たっては、破産者や関係者の言動やヒアリング結果を記録に残して証拠化するという観点も視野に入れて取り組んでほしい。

## 8 個人再生委員の選任の在り方

個人再生事件における個人再生委員選任の在り方について協議したい。

(提出理由)

現状として、本庁第3民事部において個人再生事件（小規模個人再生事件及び

給与所得者等再生事件)で個人再生委員が選任される事案は相当限定的であるが、全国的には、庁によっては全件について個人再生委員を選任したり原則として個人再生委員を選任する運用の庁も少なからずあるようである。そこで、個人再生委員を選任すべき事案や時期、個人再生委員を選任する事案を拡充した場合のメリットとデメリットなどについて、個人再生事件に関わる弁護士や各支部の意見を伺いたい。

(本庁)

(裁判所・本庁)

御意見を伺いたいというのが出題理由であるが、現状等について補足説明したいと思う。

個人再生事件において、東京地裁では全件個人再生委員が選任されているのに対し、大阪地裁では、弁護士が申立代理人となっている事件については、負債総額が3000万円を超える個人事業者などを除き、原則として個人再生委員を選任しない運用がされており(はい6民です470頁)，当庁でも大阪地裁と同様の運用が行われている。これは、弁護士の関与があることにより、再生債務者に課せられた公平誠実義務を果たしながら再生債務者が主体的に手続を遂行することができると考えられるためであり、個人再生委員を選任する場合に比べて予納金が低額で済むというメリットもある。

他方で、債務者が個人事業者であるなど、財産関係が比較的複雑な事案については、個人再生委員の調査を経ることが関係者の公平に資するものと考えられし、申立書等に不備があって補正や資料の追加を要する事案については、当該事案自体の早期処理や裁判所全体の事務処理の遅延防止のために、個人再生委員による調査や勧告を活用することが望まれる。よって、全件選任はしないという従来の基本的な運用は維持しながらも、個人再生委員の選任が必要又は望ましい事案については、より積極的に個人再生委員を選任することが考えられる。

(司会者)

個人再生委員の選任の実情について、各支部から紹介していただきたい。

(裁判所・尼崎支部)

当支部の現状も本庁と同じく、個人再生委員を選任する事案は相当限定的であり、過去1年間に、[REDACTED]が1件あるのみである。

(裁判所・姫路支部)

当支部も、基本的には本庁と同じような運用をしており、個人再生委員は原則として選任していない。昨年、一昨年に、例外的に選任した事例がある。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(裁判所・伊丹支部)

選任事案は2件あり、いずれも選任理由として、

[REDACTED]

[REDACTED]

事案の概要は、次のとおりである。

[REDACTED]

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(裁判所・明石支部)

当支部で個人再生委員を選任した事案はない。どの局面で選任するかは一概には言えないが、申立代理人の事件処理対応や申立人自身の対応によって選任を考えることになると思われる。

(司会者)

個人再生委員の選任については将来的にどうするかということであるが、弁護士会の意見を踏まえて裁判所も検討するということになるであろう。

(協議員)

私が個人再生委員に選任された事件は3件あり、いずれも自営業者だった。通常再生等と比べて、帳簿の管理や日々のお金の流れが何も分からぬ状態で、店舗にある在庫商品すら把握できていなかった。申立代理人が悪いというわけではなく、管理がなされていない状況である。財産調査及び再生計画の履行可能性に疑義があるということで、個人再生委員を選任した案件であった。店舗に行き、在庫商品があるのかというところから調査したこともある。自営業者に関しては、個人再生委員選任の必要性はあるのではないかと考える。

(協議員)

弁護士会としては、全件選任した方が業務拡大につながってよいと思う。給与所得者再生ならともかく、小規模個人再生であれば評価にもかかるので、それを担保するために弁護士を選任するのは合理的だという考えはあり得る。個人再生が運用された当初は、司法書士申立ての事件は個人再生委員を選任し、弁護士申立ての事件は不要という時代もあった。ただし、弁護士だから個人再生に精通しているという担保は何もなく、そういう意味ではOJTも兼ねて、多くの弁護士を個人再生委員に選任して流れを把握してもらうチャンスだと思う。

(協議員)

業務拡大という点ではそのとおりだが、申立人側の弁護士の立場からすると、個人再生委員の予納金という観点では良いという話にはおそらくならない。最終

的には裁判所の判断であるが、そういう意見も出るだろうということを一言申し上げる。

(協議員)

私が個人再生委員を担当したのは、すべて個人事業者だった。申立代理人がなかなか上手く申立てをしておらず、申立書を見る限り不安があるということで選任された。個人再生委員として再生債務者からヒアリングをして、個人事業としてどういう仕入れがあって、売上げがどうあって、季節変動はどうあって、結局支払っていけるのかという事業計画のようなものを立てていくのが実際の業務の内容だった。

裁判所は、入口の段階ですぐに個人再生委員を選任するのか、あるいは申立代理人がしっかりしていれば選任しないという判断なのかお尋ねしたい。

(裁判所・本庁)

私の経験上、個人再生委員を選任している事案は開始前の段階からついているものがほとんどで、開始後につけるというものはないと思う。一度開始してしまうと後戻りできない手続なので、どのような再生計画が見込まれ、履行が可能なのかという辺りを見極めた上で開始している。その段階で、そもそも収入や清算価値に疑義があれば個人再生委員を選任しているので、最初につけていたか、つげずに最後まで手続を進めるかというのが実情だと思う。

ただ、個人再生委員を選任しないという判断をしたまま、補正指示を繰り返して二、三ヶ月経つ事件が年々増えている。個人再生事件の数が増加しているので、早期の段階で見切りをつけて個人再生委員を選任するのも1つの方法だと考える。

(司会者)

個人事業者以外の個人再生委員選任について、何かあれば御発言いただきたい。

(協議員)

個人再生手続の申立てに至った経緯が不明であり、申立代理人の方で法律上の整理も事実上の整理もしておらず、裁判所としては開始決定を出すのに不安があ

るという事案で個人再生委員になったことがある。調査したところ、破産法上の否認対象行為が結構あったので、申立代理人と協議して、破産の場合より不利になる状況で、金額としては少なくとも否認で回収することを見込んで再生計画を立てなければ、私としては相当ではないという意見を出すと伝えたところ、最終的にそれ以上の金額で再生計画を立てて認可決定に至った。

事案によっては、個人事業者でなくとも個人再生委員選任の必要性が出てくると思われる。

(司会者)

今まで紹介されたのは個人再生委員を選任してよかつたという事例だが、もつと対象を拡げて個人再生委員を選任するということがあり得るのか、それでもないのか、その辺について御意見を伺いたい。

(協議員)

どのような場合に破産ではなく個人再生の手続を選択するかを考えると、住宅ローンを抱えていて家を守りたい場合や、ギャンブル等の浪費があつて免責を得られるか大いに疑問がある場合等が考えられる。申立代理人の立場からすると、基本的にお金がなく申立費用を積み立てなければならないような状態であり、それを管理することが申立代理人業務としては重いところである。家計収支表や通帳、財産関係の書類をしつかり見れば、この事案が再生可能かどうかということは分かる。ギャンブルや浪費のケースでも、計画性がなかったために住宅ローンが滞納してしまったというケースでも、申立代理人として長いスパンの中で関与しているので、それができていない場合には個人再生委員をつけるということになるかも知れないが、選任が原則となってしまうと、そういう方々を救うのが非常に難しくなる。お金の問題は本当に大事なので、その点は注意していただく必要があると思う。

(協議員)

個人再生委員を何件かやっているが、大体は事業者で收支がはっきりしないパ

ターンである。具体的には、弁護士関与ではないため公平誠実義務が果たされているのか分からぬというものや、住宅資金特別条項が利用可能であるか解釈の問題が生じるものがあった。後者はペアローンの案件で、債務者双方が申立てをするケースが大半だが、一方しか申立てがされていなかった。そこで、申立てしない方の履行可能性というか、抵当権が実行されて住宅資金特別条項が水泡に帰すということにならないかを調査することになった。

原則として個人再生委員を選任することになると、報酬分の予納金の準備が大変なところがある。個人再生の相談を受ける際、事案によっては個人再生委員の報酬分の予納金を追加で用意していただかなければならぬと本人に説明はするが、該当しないと思われる事案については、申立手数料と官報公告費用しか説明していない。できれば全件選任にはせず、今までと同様の運用にしていただきたいと思う。

(司会者)

御意見を参考にして、今後の実務の在り方について考えていきたい。

## 9 破産管財人候補者等の育成について

今後の破産管財人候補者等の育成の在り方について協議したい。併せて、現在の管財人OJT制度についても意見交換したい。

(提出理由)

近年、破産管財人候補者等の育成を巡る議論が活発にされており、本庁、尼崎支部及び姫路支部では、管財人OJT制度が実施されているところ、その運用状況や改善点等について情報共有を図るほか、これにとらわれず、中堅・若手の破産管財人候補者の育成やノウハウの承継の在り方や、有用と考えられる方策について、様々な観点からの御意見を伺いたい。

(本庁)

(裁判所・本庁)

本庁管内のOJT制度は、若手弁護士が熟練弁護士の指導や助言を受ける機会を確保すること等を目的として、弁護士会と裁判所の協同による実践研修方式での破産管財人候補者育成を図る制度として設けられたものであり、平成27年4月からモデルケースが開始され、平成29年4月から本制度に移行して実施されている。本制度の対象事件は①自然人（個人事業主を除く。）による自己破産申立事件で、②異時廃止見込みであり、③複雑困難・換価に長期間を要するものでないものの3つの条件を満たす事件である。裁判所は、育成対象となる弁護士（対象弁護士）に対象事件についての破産管財人就任を打診する際に、本制度の利用について意向確認をし、利用の意向が示されたときは、本制度を適用して、指導弁護士候補者名簿に登載された弁護士から指導弁護士を選定し、指導弁護士において管財業務全般について対象弁護士からの相談への対応、報告書等の点検、その他指導全般を行う。対象事件終了後には、裁判所が対象弁護士及び指導弁護士に対してアンケート調査を行っている。

平成30年12月までに、モデルケースとしては20件が実施され、本制度に移行後は、8件について本制度が適用され、うち7件が終局している。終局事件はいずれも異時廃止で終局しており、債権者集会の回数は、2件が2回、その他は1回である。指導弁護士候補者名簿に登載されている弁護士は10人であり、モデルケースをあわせて各1～4回指導弁護士に選任されている。

#### (裁判所・尼崎支部)

当支部では、平成27年から破産管財人OJTの運用を開始し、毎年、3組ないし4組のペアでOJTを実施している。OJT対象事件として、当初は一定の換価業務があり、異時廃止で終了する事案としていたが、なかなか該当するような事件がなかったことから、最近は幅を広げて、法人と代表者の同時申立事案や配当事案の事件についても対象としている。

OJT制度運用開始から現在まで計10回、裁判所と弁護士会OJTプロジェクトのメンバーで会議を開催し、OJTで発見された問題点や改善点等の意見交

換を行い、今後のOJTの在り方を検討している。また、裁判所としては、OJTが終了したトレーニーの弁護士に対して、なるべく早期に破産管財人を経験してもらうべく事件を割り当てるようにしている。

一方、破産管財人の選任に関しては、OJT制度経験者だけでなく、弁護士会阪神支部で行われている破産管財研修に参加し、破産事件の申立件数や弁護士経験年数等を考慮して一定の条件を満たす弁護士についても破産管財人として選任している。

今後の課題としては、中堅の破産管財人のレベルアップのためのOJTや弁護士の得意分野について裁判所へ情報提供をしてもらうことが考えられる。

#### (裁判所・姫路支部)

当支部でも平成27年からOJT制度を実施している。平成27年は対象者数が多い一方で対象事件が少なく、配当事案などOJT対象事件としていかがなものかというような事件を当ててしまったこともある。その後は、6人、2人、6人という形で対象者数も落ち着いたので、おおむね対象事件として適当なものを感じてている。対象事件は、法人、自然人問わず、主たる業務が財産調査であるといった内容で、おおむね一、二回の債権者集会で異時廃止見込みという事案を選んでいる。平成30年は、希望者6人全員に割り当てることができた。事件終了後にOJT希望者、指導担当者双方にアンケートを実施しているが、おおむね好意的な回答を得ていて、運用としては特に問題は発生していないと考えている。

破産管財人の育成という問題については、OJTの対象者にできる限り短い期間で次の事件を割り当たいと考えているが、なかなか適当な事件がなく、スキルアップのために経験を積んでもらうのが難しいという点が支部の悩みである。

また、中堅の破産管財人を増やしたいところであるが、若手に対するOJTと同じような形で知識を拡散することができずに苦慮している。

#### (協議員)

弁護士会の姫路支部は、裁判所が管財人OJT制度を実施するに当たって積極

的に協力してきた。ただ、管財事件の数はそれほど多くない一方で、若手、中堅、ベテランと破産管財人の構成があり、ベテランには全然事件が回ってこないという状態になっているが、それでいいのだろうかとも思う。適正な管財業務を行うに当たって、難しい案件を担当するときに、中堅やベテランの協働ができるような形での文化をつないでおかなければならないのではないかという問題意識はある。決して、今の若手中心のOJT制度を立ち消えさせるつもりはないが、バランスも必要かと思っている。

(協議員)

私の事務所では、事務所内のOJTで育成を行ってきた。最近、申立代理人が申立段階で財産処理等をしていることがあるが、破産制度が何かということをあまり分かっていないような処理をしている人もいる。一緒に仕事をしながら、破産管財人として何をしなければならないのか、申立代理人として何に注意しなければいけないのかということをしっかりと研修する制度が必要ではないかと思う。ある程度の人数がいる事務所は内部で指導することが可能だが、そうでなければ、積極的にチームを組むようなことをしない限り、なかなか教育できないのではないか。先ほどの個人再生事件についても、よく分かっていない人が申立書を出して、この申立代理人は頼りないから個人再生委員を選任するというのは、本末転倒ではないかと思う。

(協議員)

私が4年ほど前に弁護士会の役員をやっていたときにこの破産管財人OJTの話が議論されていて、OJTの対象となる事件は異時廃止予定であり問題点がない事案ということを聞いて、若手が勉強するに当たってどれくらい意義があるのだろうかと疑問に思ったことがある。ただ、それ以上の案件をいきなりOJT制度でやれるのかよくよく考えてみると、やはり今の在り方が相当なのだろうと思う。それ以上に対象事件を拡大すると、要するに中堅どころが育つようなOJTをやろうと思えば、様々な管財業務をする必要があり、今のような公的なOJT

Tでは難しい。例えば、大きな事務所内でOJTをするとか、事務所を超えて、若手と先輩の間にある程度の信頼関係がある中で管財人代理として組むとか、そういう形でやるしかない。今のOJT制度は、入口を与えてあげるという意味で若手に非常に手厚いので、あまり否定的に感じていないが、それ以上の部分においては、自発的な弁護士側の努力によるべきものではないかと思っている。

(協議員)

尼崎支部の方では、相性を考慮し、トレーナの候補者の名簿をまず新人の方全員に配って、自分が習いたい人を選んでもらいペアの形で名簿に登録していくという仕組みでやっているが、年々登録希望者が減ってきて、昨年は1、2組しかいなかつた。このままでは、尼崎支部のOJTは来年、再来年辺りには立ち消えになる可能性がある。給源としてもっと新しい破産管財人候補者を増やす方向で行くべきなのか、それとも、もう十分足りているのか。少なくとも、登録替えや新人で入ってきた弁護士には、管財事件をやってやろうという人があまりいない雰囲気で、新人向けのOJTの目的はどこにあるのだろうかと最近疑問に感じている。

(司会者)

裁判所としては、やれることはやっていきたいと思っているので、OJT制度につき改善すべき点など御意見があれば伺いたいところである。

(裁判所・本庁)

最後に一点だけ紹介すると、本庁の制度としてのOJTはあくまで初步的なものについてのセーフティーネットという趣旨でやっていて、実際に制度外、例えば、破産管財人の方から自発的に他の事務所の若手を補助でつけてもらい、破産管財人代理として選任して進めるというような事案は年間数件ある。また、裁判所の方から破産管財人に対して、この件は誰か若手弁護士の管財人代理をつけて、指導役を兼ねて受任していただきたいという形で依頼したものもある。おそらく、制度的に中堅層の育成や、更なる制度の拡大というのは難しいと思うが、このよ

うな形で自発的に他の事務所の弁護士を指導していただければ、裁判所の方は、事務所が違うという理由で破産管財人代理を許可しないということではなく、むしろ歓迎するということだけお伝えしたい。

(裁判所：尼崎支部)

特に今、破産管財人の給源に困っているわけではないので、OJT制度の目標が分かりにくくなっているかも知れない。しかし、このまま給源の心配をせずに済むわけではなく、管財事件が増加したときに慌てず対応できるように、備えという意味でも存在意義はあるのではないかと思う。ただ、備えと言ってもなかなか目に見えにくいところがあり、どうなのだという気持ちについては理解できるつもりである。